

## 東日本大震災に係る被災代替住宅用地申告書

〇〇年 1月31日

(あて先) 仙台市長

(申告者) 住所又は所在地

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

氏名又は名称

フリガナ センダイ タロウ

仙台 太郎

個人番号又は法人番号  
(右詰で記載)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9

電話 022 ( 261 ) 1111

地方税法附則第56条第10項の規定に基づく特例について、下記のとおり申告します。

平成23年度の納税義務者  (原則として平成23年1月1日現在の登記簿上の所有者です。申告者と同じの場合は記入不要です。)	住所	仙台市青葉区国分町3丁目7番1号	
	フリガナ	センダイ イチロウ	
	氏名	仙台 一郎	
	通知書番号	111-45678	
	納税義務者と申告者との関係	<input type="checkbox"/> 相続人 <input checked="" type="checkbox"/> 三親等内の親族で代替土地に新築される住宅に同居をする予定の者 <input type="checkbox"/> 所有者である法人に合併・分割があった場合、その異動により、被災住宅用地に係る事業を承継した法人	
	所有権移転月日	年 月 日	
所有権移転原因	□相続 □その他 ( )		
※被災住宅用地の所在地及び地積	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5番地1 ※登記簿上の所在地番を記入してください。	234.56 m <sup>2</sup>
	所在地		. m <sup>2</sup>
共有物である場合の持分割合	分の		
被災住宅用地の代替土地の所在地及び地積	所在地	青葉 区 国分町3丁目7番地1 ※登記簿上の所在地番を記入してください。	345.67 m <sup>2</sup>
	所在地	区	. m <sup>2</sup>
代替土地の取得日	△△ 年 11 月 11 日		
代替土地が共有物である場合の持分割合	2分の1		
滅失又は損壊した家屋	納税義務者	仙台 一郎	
	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5番地1 ※登記簿上の所在地番を記入してください。	
	家屋番号	5番1	用途・構造 専用住宅・木造
	り災証明の判定	全壊 (全焼) ・ 大規模半壊 ・ 半壊 (半焼)	

裏面に続きます

家屋が滅失・損壊した原因となった災害	東日本大震災
住宅用地として使用することのできない理由	<input type="checkbox"/> 経済的事情により、住宅再建に時間がかかる <input checked="" type="checkbox"/> がれき等の処理で物理的に使用できない <input type="checkbox"/> 権利関係の調整に時間がかかる <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

※「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地で、平成 23 年度の固定資産税において住宅用地の特例の適用のあった土地をいいます。

- この申告書は、東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 23 年度に住宅用地の特例を受けていたものに代わる住宅用地を取得した場合に、その取得後 3 年度分までの固定資産税・都市計画税について、住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。
- 申告者が平成 23 年度の納税義務者と異なる場合は、納税義務者と申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。
- 申告書は、代替土地を取得した年の翌年の 1 月 31 日までに、仙台市財政局税務部北固定資産税課（青葉区、泉区）又は南固定資産税課（宮城野区、若林区、太白区）に提出してください。

#### 添付資料

- 被災住宅用地に平成 23 年 3 月 11 日に所在していた住宅のり災証明書（半壊（半焼）以上の判定のあったもの）又は、り災証明書が発行されていない場合においては、り災証明書が発行されていれば半壊（半焼）以上の判定に該当すると認められる客観的な資料【写し可】
- 震災により損壊した住宅を取壊し又は被災住宅用地について売却等の処分をしたことを証する書類（解体契約書、売買契約書等）【写し可】
- 被災住宅用地が仙台市以外に所在する場合、当該被災住宅用地が平成 23 年度の固定資産税の課税において、住宅用地の特例の適用のあったことを証する書類（納税通知書の課税明細の写し、課税台帳の写し、課税台帳の登録事項証明書等）【写し可】
- 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類（新築住宅の建築概要書の写し、又は、被災住宅用地の代替土地に住宅を新築する予定であることについての誓約書）【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
- 代替土地の面積を証する書類（代替土地の登記事項証明書等）【写し可】
- 申告者が納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください。
  - ・ 申告者が納税義務者の相続人の場合は、相続人であることを証する書類（戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書等）【写し可】
  - ・ 申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合は、三親等内であることを証する書類（戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書等）及び納税義務者と同居する予定であることについての誓約書【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
  - ・ 平成 23 年度の被災住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合、その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書【写し可】

お問合せ先 〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1-1 市外局番は 022 です			
青葉区に所在する物件	電話	214-8596	北固定資産税課 市役所北庁舎 2F
泉区に所在する物件	電話	214-8597	
宮城野区・若林区に所在する物件	電話	214-8689	南固定資産税課 市役所北庁舎 3F
太白区に所在する物件	電話	214-8690	